

令和2年6月

伊那市議会定例会議案書

令和2年5月29日

令和2年6月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	請負契約の締結について……………	3
議案第2号	市営土地改良事業の施行について……………	4
議案第3号	伊那市積立基金条例の一部を改正する条例……………	5
議案第4号	伊那市支え合い買物サービス条例……………	7
議案第5号	伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例……………	11
議案第6号	伊那市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	12
議案第7号	伊那市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例……………	14
議案第8号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例……………	15
議案第9号	伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	16
議案第10号	令和2年度伊那市一般会計第2回補正予算について……………	18

請負契約の締結について

令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西 2 工区）について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西 2 工区） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 643,500,000 円
（内消費税 58,500,000 円） |
| 4 | 契約の相手方 | 伊那市日影 329 番地 1
池田・清野特定建設工事共同企業体
代表構成員 池田 幸平 |

令和 2 年 5 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西 2 工区）請負契約を締結するため、提案するものであります。

市営土地改良事業の施行について

令和2年度から、下記のとおり土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

農地耕作条件改善事業

- | | | |
|---|-----|--------------|
| 1 | 地区名 | 山室地区 |
| 2 | 工種 | 区画整理 |
| 3 | 数量 | 4.8ヘクタール |
| 4 | 事業費 | 170,000,000円 |

令和2年5月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

国及び県の補助を得て農地耕作条件改善事業を行うため、提案するものであります。

伊那市積立基金条例の一部を改正する条例

伊那市積立基金条例（平成 18 年伊那市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

奨学金返還支援基金	奨学金返還支援による若者の移住定住の促進及び地域産業の担い手確保に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
-----------	--	---------

」を

「

奨学金返還支援基金	奨学金返還支援による若者の移住定住の促進及び地域産業の担い手確保に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
まち・ひと・しごと創生基金	地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」として実施する、第 2 期伊那市地方創生総合戦略に掲げる次の事業に要する費用の財源に充てる。 1 結婚・出産・子育ての支援及び女性・高齢者の活躍推進事業 2 交流と連携による地域の活性化事業 3 活力に満ちた産業振興及びしごと創出事業 4 新たな時代に対応した社会への取組推進事業 5 持続可能な農業・林業の育成事業 6 多様性を活力にする循環型社会実現事業	伊那市一般会計
新型コロナウイルス対策応援基金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施する各種対策事業及び支援事業に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 5 月 2 9 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

新たな基金として「まち・ひと・しごと創生基金」及び「新型コロナウイルス対策
応援基金」を設置するため、提案するものであります。

伊那市支え合い買物サービス条例

(目的)

第 1 条 この条例は、官民協働による買物サービスの運用に関し必要な事項を定めることにより、地域の買物困難者の利便の向上を図り、住民間における互助の促進と地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 買物サービス ケーブルテレビのネットワーク上に構築したシステム等を用いて、商品の紹介、注文の受付、調達及び配送並びに決済を行うサービスをいう。
- (2) ケーブルテレビ 放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 2 条第 5 号に規定する有線テレビジョン放送をいう。
- (3) 利用者 第 7 条の規定による利用の許可を受けて、買物サービスを利用し、商品を購入する者をいう。
- (4) 商品出品者 第 10 条の規定による登録を受けて、商品を出品し、販売する者をいう。

(業務)

第 3 条 市長は、買物サービスにおいて、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用者の利用の許可及び使用料の徴収
- (2) 商品出品者の登録及び商品の出品の許可並びに使用料の徴収
- (3) 商品の紹介、注文の受付、調達及び配送並びに決済
- (4) 買物サービスのシステムの運用及び保守

(利用対象地域)

第 4 条 買物サービスを利用できる地域は、規則で定める。

(注文方法)

第 5 条 買物サービスを利用した商品の注文方法は、ケーブルテレビ又は電話によるものとし、注文の受付時間は、規則で定める。

(配送休止日)

第 6 条 利用者が注文した商品の配送の休止日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 伊那市の休日定める条例（平成 18 年伊那市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日
- (2) 買物サービスの保守点検の日

(買物サービスの利用許可)

第 7 条 利用者は、あらかじめ市長に申請し、利用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。この場合において、利用者に生じた損害については、市長は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(商品出品者の要件)

第9条 商品出品者としての登録を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を置く者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

(商品出品者の登録)

第10条 商品出品者としての登録を受けようとする者は、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の登録に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(登録の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、商品出品者として登録しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 買物サービスのシステムを損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。
- (4) 買物サービスの管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(登録の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、商品出品者としての登録を取り消すことができる。この場合において、商品出品者に生じた損害については、市長はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 登録の条件に違反したとき。
- (3) 登録の申請に偽りがあったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(出品の許可)

第13条 商品出品者は、出品する商品をあらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(対象商品)

第14条 買物サービスに出品できる商品は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飲食料品
- (2) 生活雑貨等の日用品
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
(利用の中止)

第15条 利用者は、買物サービスの利用を中止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(使用料)

第16条 利用者及び商品出品者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 利用者が支払う使用料は、買物サービスの利用を開始した日の属する月から利用を中止した日の属する月の分まで納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第17条 前条に規定する使用料は、当該月分を翌月末までに徴収する。

(使用料の減免)

第18条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第19条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、利用者が自己の責めによらない理由で利用できなくなったと市長が認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第16条関係）

買物サービス使用料

区分	使用料の額
利用者	月額1,000円
商品出品者	商品販売額の10%

令和2年5月29日提出

(提案理由)

地域の買物困難者の利便の向上等を目的とした買物サービスの運用に関し必要な事項を定めるため、提案するものであります。

伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

伊那市福祉医療費給付金条例（平成 18 年伊那市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 5 号中「7 月」を「10 月」に、「以下同じ」を「次号及び第 7 号において同じ」に改め、同項第 8 号中「その者の前年の所得」の次に「（1 月から 7 月までの療養の給付等については前々年の所得。次号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 5 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

ひとり親家庭の親子等の所得制限の判定対象期間を変更するため、提案するものがあります。

伊那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊那市国民健康保険条例（平成18年伊那市条例第106号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）
- 8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受け

ことができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、前項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

令和2年5月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に感染した者又は感染が疑われる者へ傷病手当金を支給することに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

伊那市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年伊那市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 5 条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 5 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年長野県後期高齢者医療広域連合条例第 2 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成 18 年伊那市条例第 149 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

	伊那市若宮 7380 番地 358	中耐	59.86	昭和 61 年度 12 戸
--	-------------------	----	-------	---------------

」を

「

	伊那市若宮 7380 番地 358	中耐	59.86	昭和 61 年度 12 戸
	伊那市若宮 7311 番地 1	木造	33.10	令和 2 年度 14 戸 （高齢者向け住宅）
	伊那市若宮 7311 番地 1	木造	39.71	令和 2 年度 6 戸 （高齢者向け住宅）

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

令和 2 年 5 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

若宮団地（高齢者向け住宅）を設置するため、提案するものであります。

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例（平成18年伊那市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中

「

団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円
部長、班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円

」を

「

団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

」に

改め、同表備考1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊那市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和2年5月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

令和2年度伊那市一般会計第2回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度伊那市一般会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和2年5月29日提出

伊那市長 白鳥 孝